

根 拠 法 令	ゴルフ場開発事業の規制に関する要綱 「ゴルフ場開発事業の規制に関する要綱 に係る運用指針	担当課 担当係	県土・施設企画課 企画係 0742-27-8809		
制度の概要	環境保全や土地利用の適正化の観点から、総量規制（県土面積の概ね1%の範囲内）を実施するとともに、地元協力が得られ、市町村が地域振興対策の一環として誘致するものに限り、事前協議を実施する。 但し、現在は原則として立地のための新たな事前協議は受け付けていない。				
目 的	良好な自然環境を保持し、災害の発生等を未然に防止するとともに、県土の適正な土地利用及び地域振興に資する。				
対 象 地 域	県内全域				
規 制 内 容	1 対象となるゴルフ場 （1）ホール数が18以上かつ1ホール間の平均距離が100m以上であるもの （2）9ホール以上で1ホール間の平均距離が150m以上であるもの （3）6ホール以上かつ平均距離が70m以上のミニゴルフ場（但し、この場合は立地要件は緩和） 2 事前協議 （1）事業者は計画地市町村長の要件確認等の適合判断を経て、知事に事前協議を行う。 （2）知事は（1）の協議に基づき、土地利用調整会議で審議検討を行う。ただし、事前協議済みで未着工又は事前協議中のゴルフ場がある市町村については、当該ゴルフ場の計画が整理（着工又は断念）されるまで、新たな事前協議は受け付けない。 （3）事前協議の結果通知の有効期間（開発行為に必要な許可を受けるまでの期間）は3年。特別な理由があるものについては1年以内の延長を認める。				
可 等 の 基 準	開発の要件 （1）土地利用計画等に適合するとともに、市町村が議会又は都市計画審議会等の意見を聴き、地域振興策の一環として誘致を図るもの、かつ、地域住民の積極的な協力が得られるものであること。 （2）既設、計画ゴルフ場の総面積が一定比率以下であること ア 県土面積の概ね1%以下 イ 市町村の行政面積に対しては概ね4%以下。但し、大和高原地域及び五條・吉野地域の市町村については、地域の実情を考慮し、限度を超えて認めることもある。 （3）自然環境保全・災害防止・治山治水対策等に万全の対策を講じること。 （4）国、地方公共団体の公共事業に支障を及ぼさないこと。 （5）原則として自然環境の保全及び災害の防止の観点から、予め指定された区域を含まないこと。 特に計画地に含めてならない地域は次のとおり <table><tr><td> ・自然公園特別地域 ・歴史的風土特別保存地区 ・保安林・保安施設地区 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 </td><td> ・史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域 ・鳥獣保護区特別保護地区 ・農業振興地域の農用地区域 ・知事が必要と認める区域 </td></tr></table> 2 資力・信用 開発事業者の資金計画書の提出を求め、事業遂行能力を有しているか審査を行う。 3 防災対策のための協定締結と保証金の預託 （1）ゴルフ場開発が施工の途中で中止等となっても、必要な災害防止工事が開発事業者により確実に履行されるよう、市町村長との間で防災協定を締結すること。 （2）防災工事を市町村長が施工する場合の費用に充てるための必要な保証金を、市町村長と協議のうえ預託すること。			・自然公園特別地域 ・歴史的風土特別保存地区 ・保安林・保安施設地区 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域	・史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域 ・鳥獣保護区特別保護地区 ・農業振興地域の農用地区域 ・知事が必要と認める区域
・自然公園特別地域 ・歴史的風土特別保存地区 ・保安林・保安施設地区 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域	・史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域 ・鳥獣保護区特別保護地区 ・農業振興地域の農用地区域 ・知事が必要と認める区域				

